

「建築物省エネ法に係る Q&A 集（初版 平成 29 年 5 月 29 日）」正誤表

2017 年 10 月 10 日

本書に下記の通り誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

ページ	Q 番号	訂正箇所	誤	正
30	27	説明文 9 行目	現行省エネ法	現行省エネ法（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号））
36	34	説明文 5 行目以降	<p>一戸建て住宅にみられる店舗併用住宅（非住宅部分 300 m²未満）については、下図 Q35-2 によることができます。</p> <p>1. 外皮基準について（以下①～③のいずれかの方法）</p> <p>① 住宅部分 $UA \cdot \eta A$ 計算、非住宅部分 PAL* で計算（パターン①）</p> <p>② 非住宅部分を他住戸として住宅の基準を用いて計算しても良い。（パターン②）※1</p> <p>③ $UA \cdot \eta A$ 計算においては、非住宅部分を含めて一住戸として計算しても良い。（パターン③）※1,2</p> <p>※1 非住宅部分の一次エネ計算は、非住宅の基準を適用する。</p> <p>※2 住宅の一次エネルギー消費量を算定する際の q, mC, mH は、非住宅を除く住宅部分</p>	<p>一戸建て住宅にみられる店舗併用住宅（非住宅部分 300 m²未満）についても複合建築物として扱い、外皮及び一次エネルギー消費量は住宅部分と非住宅部分ごとに計算を行う必要があります。</p> <p>なお、非住宅部分の適合性判定若しくは届出においては、外皮基準は適用されません。</p>

			のみで計算する。									
36	34	図 Q34-2	(略)	削除								
51	45	表 Q45	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価者</td> <td>評価実施機関による 第三者評価 評価実施者：一級建築士、建築設備士等で第三者が行う講習を受講し修了した者</td> </tr> </tbody> </table>	項目	概要	評価者	評価実施機関による 第三者評価 評価実施者：一級建築士、建築設備士等で第三者が行う講習を受講し修了した者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価機関／評価員</td> <td>・非住宅部分 建築物省エネ法に基づく登録建築物エネルギー消費性能判定機関／建築物省エネ法第 45 条に定める適合性判定員 ・住宅部分 品確法に基づく登録住宅性能評価機関／品確法第 13 条に定める評価員で、かつ共同住宅共用部における一次エネルギー消費量の算出についての知識を有するもの</td> </tr> </tbody> </table>	項目	概要	評価機関／評価員	・非住宅部分 建築物省エネ法に基づく登録建築物エネルギー消費性能判定機関／建築物省エネ法第 45 条に定める適合性判定員 ・住宅部分 品確法に基づく登録住宅性能評価機関／品確法第 13 条に定める評価員で、かつ共同住宅共用部における一次エネルギー消費量の算出についての知識を有するもの
項目	概要											
評価者	評価実施機関による 第三者評価 評価実施者：一級建築士、建築設備士等で第三者が行う講習を受講し修了した者											
項目	概要											
評価機関／評価員	・非住宅部分 建築物省エネ法に基づく登録建築物エネルギー消費性能判定機関／建築物省エネ法第 45 条に定める適合性判定員 ・住宅部分 品確法に基づく登録住宅性能評価機関／品確法第 13 条に定める評価員で、かつ共同住宅共用部における一次エネルギー消費量の算出についての知識を有するもの											
55	49	表 Q49	(略)	本書 4 ページ								
73	60	説明文	厨房に設置されている空調機については、	厨房に設置されている空調機については、								

			<p>給気を冷却あるいは加熱するためのエネルギーは評価対象外とし、厨房の給気、排気、循環用の送風機動力（空気循環用送風機も含む）のみを評価対象とします。</p>	<p>給気を冷却あるいは加熱するためのエネルギーは評価対象外とし、厨房の給気、排気、循環用の送風機動力を評価対象とします。</p> <p>ただし、モデル建物法においては、サーキュレーターや天井カセット型エアコン等の室内機ファンなど、外気の給気や排気に直接関わらない送風機は入力の対象とせず、外気導入ダクトの途中に設置されるブースターファン等については入力の対象となる事に注意が必要です。</p>
74	60	図 Q60-4	(略)	本書 5 ページ

55 ページ Q.49 表 Q49 建築物省エネ法関連法令比較の修正（赤文字が修正若しくは追記箇所）

			基準適合認定・表示制度		BELS認証		認定低炭素
申請者			建物所有者		建築主等		建築主等
対象用途			住宅・非住宅		住宅・非住宅		住宅・非住宅
対象建築物等			既存建物		・新築 ・増築 ・改築 ・修繕若しくは模様替 ・空調設備等の設置若しくは改修		市街化区域等内(※6)の ・新築 ・増築 ・改築 ・修繕若しくは模様替 ・空調設備等の設置若しくは改修
			建築物省エネ法施行の際現に存する建築物	建築物省エネ法施行後に新築された建築物	建築物省エネ法施行の際現に存する建築物	建築物省エネ法施行後に新築された建築物	
基準	非住宅	外皮	対象外	対象外	対象外	1.0(※1)	1.0
		一次エネルギー消費量	1.1	1.0	用途1(※2) ☆☆☆☆0.6 ☆☆☆☆0.7 ☆☆0.8(誘導基準) ☆☆1.0(省エネ基準) ☆☆1.1(既存の省エネ基準)	用途2(※3) ☆☆☆☆0.7 ☆☆☆☆0.75 ☆☆0.8(誘導基準) ☆☆1.0(省エネ基準) ☆☆1.1(既存の省エネ基準)	0.9
	住宅	外皮	対象外	1.0	対象外	1.0(※4)	1.0
		一次エネルギー消費量	1.1	1.0	☆☆☆☆0.8 ☆☆☆☆0.85 ☆☆0.9(誘導基準) ☆☆1.0(省エネ基準) ☆☆1.1(既存の省エネ基準)		0.9
認定機関			所管行政庁		「非住宅部分」 建築物省エネ法に基づく登録建築物エネルギー消費性能判定機関 「住宅部分」 品確法に基づく登録住宅性能評価機関		所管行政庁
認定を受けるのに活用できる	登録省エネ判定機関による技術的審査適合証		○		△(※5)		×
	建築物省エネ法適合判定通知書又は検査済証		○		○		×
	性能向上計画認定の通知書及び検査済証		○		△(※5)		×
	認定低炭素通知書及び検査済証		○		△(※5)		×
住宅性能評価建設住宅性能評価書 新築等級4及び一次エネルギー消費量等級4もしくは等級5		○		△(※5)		×	
本制度を活用できる内容			表示制度		表示制度、補助金		容積率緩和、税制措置 融資
適合性判定・届出の見なし規定			×		×		○建物全体の場合(※7)

※1 基準不適合でも申請を行うことは可能です。
 ※2 事務所等、学校等、工場等
 ※3 ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等
 ※4 基準適合が、申請の条件となります。なお、仕様基準による申請も可能です。
 ※5 機関によって運用が異なりますので、予めご確認ください。
 ※6 都市の低炭素化の促進に関する法律第7条に規定されている区域で、都市計画法第7条1項に規定する市街化区域の区域、及び市街化区域に定められていない都市計画区域にあつて都市計画法第8条1項1号に規定する用途地域が定められている土地の区域
 ※7 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)附則第8条、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条

様式D 換気入力シート

① 室名称 (入力)	② 室用途 (選択)	③ 床面積 [m ²] (入力)	④ 換気方式 (選択)	⑤ 機器名称 (入力)	⑥ 台数 [台] (入力)	⑦ 一台あたりの 送風量 [m ³ /h台] (入力)	⑧ 一台あたりの 電動機出力 [W/台] (入力)	⑨ 高効率電 動機 (選択)	⑩ 送風量制 御 (選択)	⑪ 備考 (20文字まで)
厨房	厨房	50	第三種換気	V-1	1	400	280	無	無	